

高知県耐震改修促進計画（第2期計画）改正案 新旧対照表

新	旧
<p>本文略</p> <p>別添資料9 協議会組織概要</p> <p>高知県既存建築物耐震対策推進協議会規約</p> <p>第1条 省略</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、県内の既存建築物に関する耐震改修を推進するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して、既存建築物の耐震性の向上、被災建築物の応急危険度判定の実施に係る体制整備及び既存建築物の<u>アスベスト対策の促進</u>を行い、既存建築物の地震に対する安全性の向上と、余震による二次災害を防止することを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4）<u>既存建築物のアスベスト対策の促進に関すること</u></p> <p><u>ア 改修、解体によるアスベスト含有調査の周知</u></p> <p><u>イ 改修、解体によるアスベストの適切な除却事業の促進</u></p> <p><u>ウ 県、市町村及び建築関係団体の相互支援・協力体制の整備</u></p> <p><u>（5）その他協議会の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. この規約は令和4年3月11日から施行する。</u></p>	<p>本文略</p> <p>別添資料9 協議会組織概要</p> <p>高知県既存建築物耐震対策推進協議会規約</p> <p>第1条 省略</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 協議会は、県内の既存建築物に関する耐震改修を推進するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して、既存建築物の耐震性の向上<u>並びに</u>、被災建築物の応急危険度判定の実施に係る体制整備を行い、既存建築物の地震に対する安全性の向上と、余震による二次災害を防止することを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4）その他協議会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第4条～第9条 省略</p>

新	旧
<p>別表 1 - 1 防災拠点建築物 指定一覧 (削除) (削除)</p> <p>別表 1 - 6 防災拠点建築物 指定一覧 (削除) (新規追加)</p> <p>別表 1 - 7 防災拠点建築物 指定一覧 (報告期限：令和 7 年 3 月 31 日、計画記載日：令和 4 年 3 月 17 日)</p>	<p>別表 1 - 1 防災拠点建築物 指定一覧 <u>高岡第一小学校①- 5 棟 土佐市高岡町乙 3440-1</u> <u>土佐市いづみふれあいセンター 土佐市市野々 34-1</u></p> <p>別表 1 - 6 防災拠点建築物 指定一覧 <u>毛田老人里の家 いの町神谷 2012</u></p>